

# 第 1 章

## 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨 ～未来へのちつなぐまちを目指して～

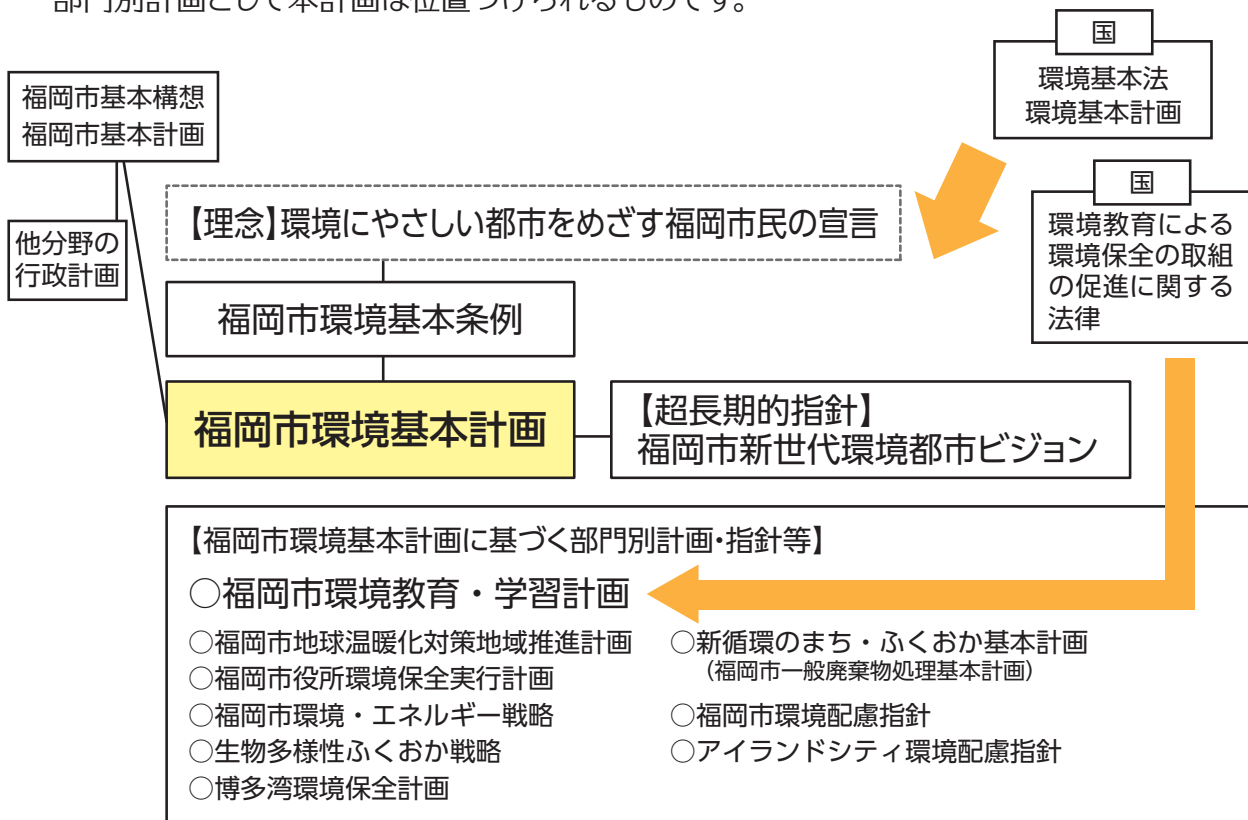
- 福岡市では、平成4年に市民の手により、「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言（ふくおか環境元年宣言）」及び同行動計画が策定され、環境にやさしい都市の実現に向けての取組みが始められました。この宣言には、環境について「学び」、環境にやさしく「ふるまい」、みんなで協力して取組みを「行い」、そして、地域・世代を超えた人々により良い環境を「つなぐ」ために、「わたし」が行動することが宣言されています。
- この宣言及び行動計画を受けて平成8年9月に制定された「福岡市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定める「福岡市環境基本計画」を策定してさまざまな取組みを進めています。
- 「福岡市環境教育・学習計画」は、社会全体の環境に関する認識の向上を図り、環境の保全及び創造に関する行動への参加を促進するため、「福岡市環境基本計画」の部門別計画として策定するものです。
- 平成18年7月に第二次計画を策定した当時は、ごみ処理量の増加や温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>排出量の増加、自動車交通に起因する大気汚染や騒音問題、博多湾の水質、自然環境の保全・自然とのふれあいなどが主な課題となっていました。第二次計画策定後、市民・団体・学校・事業者・行政が一体となって、環境の保全・創造に向けたさまざまな取組みを進めてきた結果、ごみ減量やリサイクルの推進、自動車部門でのCO<sub>2</sub>排出量の削減などについては一定の成果がありました。
- 一方で、家庭・業務部門をはじめとしたCO<sub>2</sub>の削減や、博多湾の水質改善など、一定の進展はあるものの引き続き解決すべき課題が残されている分野もあります。さらに、地球温暖化の進行と気候変動がもたらす豪雨の頻発といった異常気象の増加や、生物多様性をめぐる危機、再生可能エネルギーに関する意識の変化、黄砂や微小粒子状物質（PM2.5）といった越境大気汚染物質に対する不安の高まりなど、環境問題に対する市民の関心はますます高まっており、従来の環境政策のあり方に大きな変化が求められています。
- このような中、現在の環境の状況や社会経済状況などの変化に対応するため、平成26年9月に「福岡市環境基本計画（第三次）」を策定し、めざすまちの姿として「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち」を掲げました。また、この実現に向け、4つの

施策分野ごとに具体的なめざすまちの姿を設定しています（「快適で良好な生活環境のまち」「市民がふれあう自然共生のまち」「資源を活かす循環のまち」「未来につなぐ低炭素のまち」）。これらの各分野のまちづくりを着実に進めるとともに、分野間相互の連携により、相乗的な効果を引き出すことが重要です。

- 以上を踏まえ、平成18年7月に策定した福岡市環境教育・学習計画の見直しを行うこととしました。本計画を推進し、環境教育・学習を着実に成果に結び付けていくことにより、本市の環境問題の一層の改善を図って市民の生活の質を高め、福岡市環境基本計画（第三次）の掲げる「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」の実現を目指すとともに、地球温暖化などの地球規模の環境問題について積極的に貢献していきます。

## (1) 位置づけ

「福岡市基本構想」で福岡市が長期的にめざす都市像を掲げ、その実現に向けた方向性を示す10年間の計画として「福岡市基本計画」を定めています。これを環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として「福岡市環境基本計画」を定めており、その部門別計画として本計画は位置づけられるものです。



## (2) 計画期間

福岡市環境基本計画（第三次）の計画期間である平成36年度（2024年度）までを計画期間とします。なお、計画期間内においても社会経済情勢の変化などを見ながら必要に応じて見直しを行います。

## 2 環境教育・学習の意義

### 〈環境教育・学習について〉

- 環境教育・学習とは、持続可能な社会をつくるため、人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境に配慮した行動を促し、それを地域に広げていくために、市民の学習を推進することです。
- 環境教育・学習のねらいや骨組みを具体的に明らかにし、環境教育・学習の目標を示すものとして、1975年にベオグラードで開催された「国際環境教育会議」において採択された「ベオグラード憲章」があります。
- 「ベオグラード憲章」では、環境教育・学習の目標段階を全環境とそれらにかかわる問題に対する「気づき・関心」「知識」「態度」「技能」「評価能力」「参加」の6つの段階に分け、示しています。
- 福岡市では、環境にやさしい都市・ふくおかの実現のため、平成4年に市民の手により「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の行動計画（平成14年に見直し）」が策定され、その中で、わたしたち一人ひとりが、自ら環境についての正しい理解と知識を深め（「学び」）、学んだことを個人のレベルにおいて行動に移し（「ふるまい」）、みんなで協力して環境保全の取組みを推進し（「行い」）、そして地域・世代を超えた人々に、より良い環境をつないでいく（「つなぐ」）ことが示されています。

### 〈環境教育・学習に係る近年の日本の動向 ～ ESDの考え方 ～〉

- また、環境教育・学習に係る近年の動向として、国連「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」（2005-2014年）の採択があり、日本でもさまざまな取組みが始まっています。最終年である2014年、愛知県名古屋市で開催されたユネスコ世界会議において、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」の開始が発表され、今後も持続可能な開発のための教育（ESD）を推進していくことが示されました。
- 持続可能な開発とは、「地球温暖化や酸性雨などに象徴される環境問題、人権侵害や異文化衝突といった社会的問題、貧富格差をはじめとする経済的な問題などの互いにつながりあう多様な課題を解決し、世界中の今の世代の人々が、次の世代の人々と結びついて、今も将来もお互い支え合い、みんなが安心して暮らすことのできる社会をつくるための、社会的公正の実現や自然環境との共生を重視した開発」を指します。

- 持続可能な開発のための教育 (ESD) とは、「一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」です。
- 持続可能な開発のための教育 (ESD) では「行動を変革するための教育」と表現されていますが、「ベオグラード憲章」に示されている6つの段階や、「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の行動計画」の「学び、ふるまい、行い、つなぐ」においてもすでに示されているとおり、環境教育・学習は、環境とそれに関わる問題への気づきや関心を促し、それらに対する知識、態度、技能を身につけることにとどまるものではありません。環境保全の行動を自ら起こし、また参加し、さらに市民、事業者、行政などの連携・協力により時間的には将来世代へ、空間的には地球規模へよりよい環境をつないでいくというすべての段階に対する取り組みが環境教育・学習となります。このことは、ESDと深く関わり、ESDの重要な基礎を成すものと考えます。

### 〈未来へのちつなぐまちの実現のために〉

- さらに、平成24年6月26日に閣議決定された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」において、「いのち」という観点から環境教育・学習の意義が示されています。つまり、人間と他の生物は運命共同体ともいえる関係をなしているため、お互い尊い「いのち」を持つ存在として、尊重し合うべきであり、私たちが生態系の中で生きていることを理解することは、生物の、そして人間のいのちを尊ぶ心を育てることにもつながるということです。
- 環境教育・学習は、ただ単に学校教育を指しているわけでも生涯学習を捉えているわけでもありません。あらゆるところでの「気づき」と「学び」を通して、いつも環境にとってどうなのだろうかと思うところ (=環境マインド) を育み、環境保全への「ふるまい」「行い」が無意識に、習慣的に行われるようになることを目指した取組みです。そして、地域・世代を超えてその想いやより良い環境を「つなぐ」ことが、福岡市の目指す、持続可能で、互いの尊い「いのち」を尊重し合うまちの姿「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち」の実現につながるのです。



万葉の時代から、人々が眺めてきた博多湾の夕日  
「撮影者：Fumio Hashimoto」